

別記様式

議 事 録

会議の名称	第1回防犯カメラ設置運用検討委員会
開催日時	平成29年7月31日(月)10時00分から11時15分まで
開催場所	第1委員会室
出席者 (欠席委員・説明者)	委員：井上委員、横井委員、塩井委員、高倉委員、浅田委員、三浦委員 オブザーバー：江南警察署 岩田氏 市長 事務局：山田総務部長、隅田危機管理課長、早川統括主査、飯田主事 商工農業振興と社会基盤の整備プロジェクト委員：柴田市民部長、中村行政課長、小崎統括主査、高田主査
会議の議題	(1) 岩倉市防犯カメラ設置運用検討委員会について (2) 防犯カメラの現状について (3) 今後のスケジュールの確認 (4) 協議・意見交換
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
記載内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の委員長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
会議に提出された資料の名称	【資料1】岩倉市防犯カメラ設置運用検討委員会について 【資料2-1】防犯設備整備費等補助金について 【資料2-2】請願書 【資料2-3】防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン 【資料3】防犯カメラ設置までの年間スケジュール(案)
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	0 人
その他の事項	議事録作成者 飯田

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1 開会

2 委員の委嘱

市長より各委員に委嘱状を交付

3 市長あいさつ

市長よりあいさつ

4 委員自己紹介

各委員、事務局の自己紹介

5 委員長・副委員長の選任

委員長には井上委員を、副委員長には横井委員を推薦→承認

6 委員長・副委員長あいさつ

委員長・副委員長よりあいさつ

7 議事

(1) 岩倉市防犯カメラ設置運用検討委員会について

資料1について、早川統括主査より説明

※質疑等なし

(2) 防犯カメラの現状について

資料2-1、2-2、2-3について、早川統括主査より説明

委員：現状、市内に防犯カメラは何台設置しているのか。

事務局：石仏駅東西自転車駐車場、旭跨線橋東西自転車駐車場、アピタ岩倉店東側線路沿いにある岩倉駅西第2自転車駐車場、岩倉駅北側バス通り沿いにある岩倉駅西第3自転車駐車場に合計14台設置されている。また、不法投棄防止用カメラとしてソーラー式のものが4台ある。

委員長：個別の施設管理権に基づき設置されたカメラはあるが、一般的な防犯を目的としたカメラはまだ設置されていないということではないか。

事務局：一部、施設に設置されているカメラはあるが、防犯目的ではないし、公共の道路等を映しているカメラは現状まだない。

副委員長：不特定多数の人が利用する施設とは具体的に何を想定しているのか。

事務局：例えば、市役所の庁舎等を想定している。

副委員長：公共の場所とは具体的に何を想定しているのか。

事務局：例えば、通学路も含めた道路、公園、駅のロータリー等、一般的に市民が利用できる場所を想定している。

事務局：あくまで事務局で考えている用語の定義なので、委員会の中でも議論していただきたい。

委員：コンビニやスーパー等の民間企業での設置状況は把握しているのか。

事務局：把握していない。県で制定しているガイドラインに沿って管理運営をお願いしている。

委員：市から補助金を受けて区で設置した防犯カメラも県のガイドラインに沿って管理運営するように指導しているのか。

事務局：県のガイドライン（資料2-3）の5ページにある「防犯カメラの設置・運用要領」に沿って各区で運用していただいている。

（3）今後のスケジュールの確認

資料3について、早川統括主査より説明

委員：設置台数は考えているのか。

事務局：概ね100台ほどを寄附でいただけると聞いている。市設置分に関しては、本委員会等で設置方針や設置箇所のご意見をいただいた上で、市の財政状況に鑑みながら設置台数は決めていきたい。

委員長：条例制定を考えると設置までの日程がかなりタイトだと思う。

事務局：寄附分に関しては、PTAや学校関係者に設置箇所について案を検討していただいている。条例の制定と多少タイミングが前後するかもしれないが本委員会でご意見をいただきながら決定していきたい。また、12月議会で条例提案を考えているので、皆さんにも活発な議論をしていただき協力していただきたい。

（4）協議

委員：今回制定する条例は防犯カメラ全般に関するものか、もしくは、学校周辺や通学路の安全安心のために限定した防犯カメラに関するものか、どちらを考えているか。

事務局：防犯カメラ全般に関する条例である。

委員：区で設置した防犯カメラについて、修繕費や定期的なメンテナンス費用、電気代等のランニングコストは市が負担しているのか。

事務局：修繕費に関しては、資料2-1にもあるとおり15万円を限度額として修繕費の2分の1以内を市から補助している。メンテナンス費用やランニングコストは補助対象外である。

委員：寄附される防犯カメラについて、最終的な所有者は市なのか。

事務局：そう考えている。

委員：市設置分に関して、設置する場所によって区から設置金額の一部を請求することはないのか。

事務局：寄附分に関しても市設置分に関してもそのようなことはない。

委員：子どもを狙った犯罪を最近よく耳にするので、防犯カメラが設置されれば学校としても安心できる。管理運用をしっかりと行っていけばよいと思う。

委員：PTAとしてはとりあえず早急に設置して安全安心なまちにしてほしい。設置箇所等の問題点に関しては、設置してから随時改善していけばよいと思う。

事務局：そういった考えを持った方がたくさんいることは承知している。一方では、プライバシーの保護に関しての意見をお持ちの方もいる。事務局としては、その両面を踏まえた上で、きちんとしたルールづくりをしていかなければならないと考えている。

副委員長：不審者メールをたまに受信するが、発信元はどこなのか。

委員：学校から発信しているものもあれば、警察、市から発信しているものもある。

副委員長：メールを見ると、犯人像がよく書かれているがある程度マークできているのか。

委員：あくまで目撃情報の事後報告なので、マークはできていないと思う。

委員：同様の犯罪が相次いでいけば、警察である程度把握していると聞いたことがある。

岩田氏：事件発生から通報を受けてメールを発信しているのでどうしてもタイムラグが発生してしまう。不審者メールはどちらかといえば犯罪の傾向をお知らせして未然に防いでいただくことを目的としている。

委員：子どもの安全安心なまちづくりを目指して通学路に設置するというのであればプライバシーに関してもある程度理解を得やすいだろう。防犯カメラを設置するからにはきちんとした目的を持って、その目的に沿ってしっかりと管理運営をしていかなければならないと思う。

委員：設置に向けては地域の方々の理解が必要になると思う。防犯カメラを設置することで地域の方々も守られているという意識が高まると思う。

事務局：本日議論していただいた内容も踏まえて、次回会議で条例の事務局（案）の提示を予定している。

5 次回会議日程について

各委員がその場で記入した日程調整表に基づき事務局がとりまとめ。

次回会議：9月4日（金）午後2時から 第1委員会室

(案)

岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市安全・安心なまちづくり推進条例（平成20年岩倉市条例第1号）に基づき、犯罪の防止に配慮した環境の整備を図るため、安全安心カメラの設置及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

1 趣旨

この条は、条例を制定する目的を簡潔に表現したもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全安心カメラ 犯罪の予防を目的として第5条第1項各号に掲げる者が、特定の場所に継続的に設置して、公共の場所を撮影する映像撮影装置であって、映像表示装置又は映像記録装置を備えるものをいう。
- (2) 安全安心カメラ設置者 現に公共の場所に安全安心カメラを設置する者をいう。
- (3) 安全安心カメラ管理責任者 安全安心カメラの管理及び運用を行う者をいう。
- (4) 安全安心カメラ取扱者 安全安心カメラを取り扱う者をいう。
- (5) 画像 安全安心カメラの映像表示装置により表示されたものをいう。
- (6) 画像データ 安全安心カメラの映像記録装置により記録された電磁的記録(電子的方法、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)であって、安全安心カメラの映像表示装置等を用いて映像として表示することにより特定の個人を識別できる可能性のある映像を含むものをいう。
- (7) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める不特定多数の者が利用し、又は通行する場所をいう。
- (8) 市民等 岩倉市(以下「市」という。)に居住し、通勤若しくは通学し、滞在し、又は市内を通過する者をいう。

1 趣旨

この条は、定義規定であり、この条例において重要な意義を有する用語や頻繁に用いられる用語についてまとめて規定し、用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすためのものです。

(基本原則)

第3条 安全安心カメラ設置者、安全安心カメラ管理責任者及び安全安心カメラ取扱者（以下「安全安心カメラ設置者等」という。）は、市民等がその容貌、姿態又は生活をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、個人情報の保護に配慮するとともに、安全安心カメラにより効果的に犯罪の予防が図られるよう努めなければならない。

1 趣旨

この条は、理念規定であり、条例の基本原則を示すものです。

(市の責務)

第4条 市は、安全安心カメラの設置及び運用に関し、個人情報が適切に取り扱われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

1 趣旨

この条は、市の責務規定であり、条例制定の基本原則である「個人情報の保護に配慮する」ために、市が果たすべき責務を規定したものです。

(設置運用基準)

第5条 次に掲げる者は、安全安心カメラを設置しようとするときは、規則で定めるところにより、安全安心カメラの設置及び運用に関する基準（以下「安全安心カメラ設置運用基準」という。）を定めなければならない。

(1) 市

(2) 市から事務又は事業の委託を受けた者及び市から指定を受けた地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者

(3) 市から安全安心カメラ設置に関する補助金の交付を受けようとする団体

2 前項の規定により安全安心カメラ設置運用基準を定めた者（市を除く。）は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。当該安全安心カメラ設置運用基準の内容を変更しようとするときも、同様とする。

3 第1項の安全安心カメラ設置運用基準の内容は、この条例の規定に適合するものでなければならない。

1 趣旨

この条は、対象となる安全安心カメラの設置者を定め、条例制定の基本原則である「個人情報の保護に配慮する」ため、安全安心カメラ設置運用基準の届出義務等を規定したものです。

(安全安心カメラを設置しようとする者の責務)

第6条 前条第1項各号に掲げる者は、安全安心カメラの設置に際しては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該安全安心カメラの設置目的を明確にすること。
- (2) 撮影範囲は、前号の設置目的に照らして適切な範囲とすること。
- (3) 撮影範囲内その他の見やすい場所に、安全安心カメラを設置している旨及び安全安心カメラ設置者の名称を表示すること。
- (4) 安全安心カメラ管理責任者を置くこと。

1 趣旨

この条は、安全安心カメラの運用について、安全安心カメラを設置しようとする者の責務を規定したものです。

(画像等の適正な管理)

第7条 安全安心カメラ設置者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全安心カメラ設置運用基準を遵守し、安全安心カメラの適正な管理及び運用を行うこと。
- (2) 画像及び画像データ（以下「画像等」という。）から知り得た市民等の情報を、正当な理由なく他に漏らさないこと。安全安心カメラ設置者等でなくなった後においても同様とする。
- (3) 画像データの複製、印刷、編集又は加工をしないこと。ただし、次条ただし書の規定により開示し、利用し、又は提供する場合においては、この限りでない。
- (4) 規則で定める保管期間を経過した画像データは、速やかに消去又は記録媒体の破砕により復元することができないように廃棄すること。
- (5) 画像等の漏えい、滅失又は毀損を防ぐための安全対策の措置を講ずること。
- (6) 第4号の規定による画像データの消去若しくは廃棄、次条ただし書で規定する画像等の開示、利用若しくは提供又は第9条に規定する苦情の処理の状況について記録しておくこと。

1 趣旨

この条は、画像等の適正な管理に関して、設置者等の責務を規定したものです。

(画像等の開示等の禁止)

第8条 安全安心カメラ設置者又は安全安心カメラ管理責任者は、画像等を開示し、安全安心カメラの設置目的以外の目的のために利用し、又は外部に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 市民等の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

2 安全安心カメラ設置者又は安全安心カメラ管理責任者は、前項ただし書の規定により外部に提供するときは、提供を受ける者に対し、提供に係る画像データについて、その利用の目的又は方法の制限その他必要な制限を付し、及び漏えいの防止その他の画像データの適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

1 趣旨

この条は、画像等の開示、目的の範囲を超えた利用及び外部提供の取扱いについて規定したものです。

(苦情の処理)

第9条 安全安心カメラ設置者又は安全安心カメラ管理責任者は、その設置し、又は管理する安全安心カメラの管理及び運用に関し、市民等からの苦情があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めるものとする。

2 市民等は、安全安心カメラ設置者又は安全安心カメラ管理責任者が前項の規定による苦情（第5条から前条までの規定に違反する行為に係るものに限る。）について適切な措置を講じなかったときは、市長に対し、不服を申し出ることができる。

3 市長は、市民等から前項の規定による申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めるものとする。

1 趣旨

この条は、市民等からの安全安心カメラの設置及び運用に関する苦情の対応について規定しています。

(報告及び勧告)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、第5条第2項の届出を行った者に対し、その設置し、又は管理する安全安心カメラの管理及び運用の状況について報告を求めることができるものとし、当該第5条第2項の届出を行った者は、これに応じなければならない。

2 市長は、次の各号に該当する者に対し、安全安心カメラの設置及び運用の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第5条第2項の規定による届出を行わない者
- (2) 第5条第2項の規定による届出を行った者のうち、第5条から第8条までの規定に違反する行為があると認められる者
- (3) 前項の規定による報告を行わない者

(公表)

第11条 市長は、前条第2項に規定する勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったときは、意見を述べる機会を与えた上で、その事実を公表することができる。

1 趣旨

第10条及び第11条は、第10条第2項各号に掲げる行為に関する市の対応について規定しています。報告、勧告及び公表の制度を設けることにより、適切な設置及び運用を図るものです。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

1 趣旨

この条は、この条例に規定する事項のほかに、条例の実施に関する細目的事項を定める必要がある場合は、市長が定めることを規定したものです。

○岩倉市安全・安心なまちづくり推進条例

平成20年3月27日条例第1号

岩倉市安全・安心なまちづくり推進条例

(趣旨)

第1条 この条例は、「安全・安心なまち宣言」を受けて、市民の生活を脅かす犯罪の防止について、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、それぞれが連携した取組を推進し、もって「犯罪のない安全で安心して暮らせるまち岩倉」の実現を図るため、施策の基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者又は自己の居住若しくは事業活動の用以外の不動産を所有し、占有し、若しくは管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 安全・安心なまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき実現されなければならない。

- (1) 市、市民及び事業者が、協働して犯罪を起こしにくくし、犯罪の発生を未然に防ぐことができる地域の生活環境を保持し、発展させていくこと。
- (2) 平穏な市民生活を脅かし、公正な事業活動及び行政施策の執行を阻害する暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）等に対して、市、市民及び事業者が適正に対処していくこと。

(市の責務)

第4条 市は、関係する機関及び団体と連携して、安全・安心なまちづくりを推進するための次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 情報の提供及び共有化に関すること。
- (2) 知識の普及及び教育の実践に関すること。
- (3) 犯罪の防止に配慮した環境の整備に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、安全・安心なまちづくりを推進するために必要なこと。

(市民の責務)

第5条 市民は、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 自らの安全は自らが確保するという意識を高め、地域の連帯を図りつつ、安全・安心なま

ちづくりに関する自主的な活動を推進すること。

(2) 市がこの条例に基づいて実施する安全・安心なまちづくりに関する施策に協力すること。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、次に掲げる事項に努めるものとする。

(1) 事業活動を行うに当たって、自主防犯上必要な措置を積極的に講じ、地域社会の一員として安全・安心なまちづくりを推進すること。

(2) 自己の居住又は事業活動の用以外に、市内に所有し、占有し、又は管理する不動産について、犯罪の防止に配慮した適正な管理を行うこと。

(3) 市がこの条例に基づいて実施する安全・安心なまちづくりに関する施策に協力すること。

(推進体制)

第7条 市は、関係する機関及び団体の協力を得て、安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。